

小児がん拠点病院等の指定要件等の見直しに係る 国の動向について

1. 2040年を見据えた小児がん医療提供体制構築に向けた類型の見直し

- 小児がん罹患者数の減少が見込まれる中、質の高い小児がん医療提供体制を維持するため、高難度医療、希少がん診療、国際共同治験等について一定の症例集積を図る観点から、小児がん拠点病院の指定数を15か所程度から10か所程度へ集約化
- 各都道府県において、小児がん患者が適切に診断され、必要な医療へ円滑にアクセスできる体制を確保するとともに、治療後の長期フォローアップや地域での支援を切れ目なく受けられるようにする観点から、「都道府県小児がん拠点病院」の類型を新設
- 各都道府県において診療所も含めて長期フォローアップを実施できる体制を構築するために、小児がん連携病院を小児がん連携医療機関へと見直し

2. ドラッグラグ・ドラッグロスの解消に向けて

- 国立がん研究センター及び国立成育医療研究センターを、国際共同治験や医療技術開発に取り組む中央機関として指定
- 小児がん拠点病院における未承認薬・適応外使用薬へのアクセス改善

3. 全国小児がん拠点病院等連絡協議会の役割強化及び都道府県小児がん診療連携協議会の新設

- 従来の地域ブロック協議会が担っていた役割を全国小児がん拠点病院等連絡協議会へ移行し、日本全体の小児がん医療提供体制に係る課題について協議するとともに、必要に応じて都道府県を越えた広域的な課題についても協議
- 都道府県小児がん診療連携協議会において、都道府県内の小児がん医療提供体制に係る諸課題について協議

小児がん拠点病院制度

令和8年3月現在

小児がん中央機関

2か所*

小児がん拠点病院

15か所*

小児がん連携病院

142か所

第3回 小児がん拠点病院等の指定要件に関するワーキンググループ 資料1
令和8年3月26日

* 国立成育医療研究センターは小児がん拠点病院と小児がん中央機関を兼ねる

- 全国に15か所の小児がん拠点病院、2か所の小児がん中央機関を整備し、小児がん診療の一定程度の集約化と小児がん拠点病院を中心としたネットワークによる小児がん診療体制の整備を進めている。
- 小児がん拠点病院は、小児がん拠点病院の指定に関する検討会の意見を踏まえて厚生労働大臣が指定する。小児がん連携病院は、小児がん拠点病院が地域ブロック協議会における議論を踏まえ指定する。

厚生労働省

- 小児がん医療提供体制の構築に係る検討を行う
 - がん診療提供体制のあり方に関する検討会
 - 小児がん拠点病院等の指定要件に関するWG
 - 小児がん拠点病院の指定に関する検討会

小児がん拠点病院連絡協議会

国立成育医療研究センター



*小児がん中央機関・
小児がん拠点病院を兼
ねる

- 人材育成の中心(医師・看護師等)
- 情報提供
- 小児がん拠点病院連絡協議会事務局
- 診断支援(放射線・病理診断等)

小児がん中央機関

日本における小児がん医療・支援の牽引

連携

国立がん研究センター



- 研究開発及び臨床研究の推進・支援
- 情報提供(小児及びAYA世代のがん)

地域ブロック協議会



小児がん拠点病院

地域における小児がん医療・支援の中心
・難治、再発例を含む小児がんに対する集学的治療を行う

小児がん連携病院 地域の小児がん医療の集約を担う施設

類型1

標準治療が確立しているがん種について、拠点病院と同等程度の医療を提供する

- 1-A 一定以上の症例数等の要件を満たす施設
- 1-B 地域の小児がん診療を行う施設



類型2

集約すべき特定のがん種の診療や、
限られた施設でのみ実施可能な治療を行う



類型3

長期フォローアップを担う



小児がん拠点病院等の見直しの方向性(イメージ)

現行

類型名	求められる役割
小児がん中央機関 ※国が指定	日本における小児がん医療・支援の牽引 国立成育医療研究センターと国立がん研究センターを指定 (主な指定要件) ・ 人材育成の中心(医師・看護師等) ・ 研究開発及び臨床研究の推進・支援 ・ 診断支援(放射線・病理診断等)
小児がん拠点病院 15か所 (中央機関と兼ねることも可能) ※国が指定	地域における小児がん医療・支援の中心 難治、再発例を含む小児がんに対する集学的治療を行う (主な指定要件) ・ 集学的治療の提供体制及び標準的治療等の提供 ・ 年間新規症例数30以上 ・ 放射線療法に関する機器の設置 ・ 緩和ケア・地域連携の提供
小児がん連携病院 142か所 ※小児がん拠点病院を中心とする地域ブロック協議会で指定	地域の小児がん医療の集約を担う 類型1 標準的治療が確立しているがん種について、拠点病院と同等程度の医療を提供する 類型2 集約すべき特定のがん種の診療や、限られた施設でのみ実施可能な治療を行う 類型3 長期フォローアップを担う (主な指定要件) ・ 拠点病院に準じる

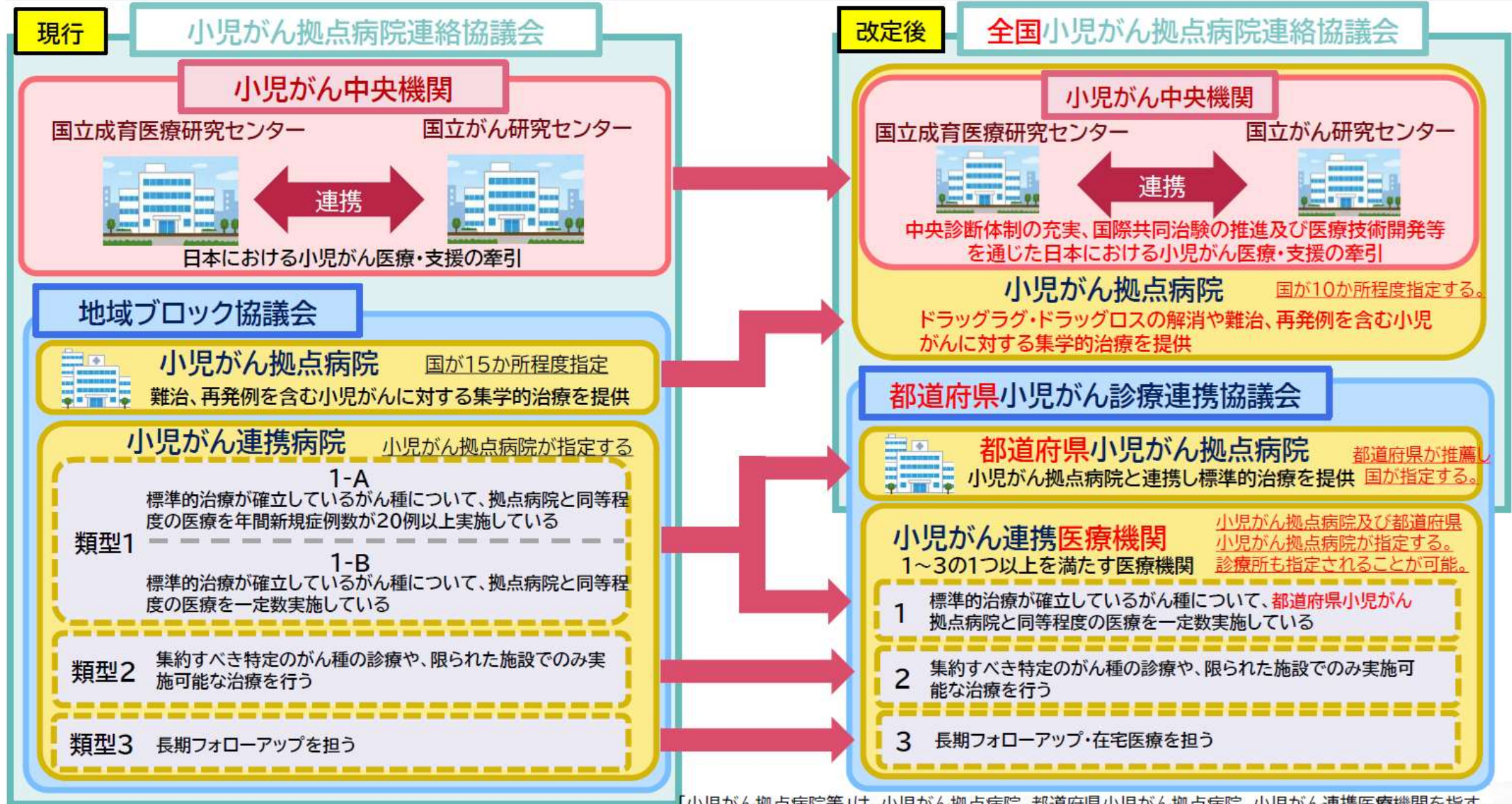
見直し後

類型名	求められる役割
小児がん拠点病院 ※国が指定 ブロック毎の指定なし	国の拠点として、小児がん医療・支援の中心を担う。また全国の拠点としてドラッグラグ・ドラッグロスの解消に向けて、国際共同治験の推進や医療技術の開発を行うなど、我が国の小児がん医療・支援を牽引する。その中で中心的な役割を担う中央機関として国立成育医療研究センターと国立がん研究センターを指定する。 (主な指定要件) ・ 専門人材の育成 ・ 都道府県小児がん拠点病院の支援 ・ 集学的治療の提供(放射線治療は他医療機関と連携可) ・ 治験への参加 (以下は中央機関のみ) ・ 中央診断体制の一層の充実 ・ 国際共同治験の推進や医療技術の開発 ・ 相談支援体制を含めた情報発信機能の強化
都道府県小児がん拠点病院 ※国が指定。見直し後は、都道府県の推薦のもと原則1か所指定する(都道府県内の役割分担が明確であれば複数指定も可とする)	都道府県の拠点として、都道府県における小児がん医療・支援の中心 (主な指定要件) ・ 治療方針を決定し、他施設と連携しながら標準的治療を提供 ※都道府県小児がん拠点病院は小児がん拠点病院と兼ねることも可 ・ 人材育成 ・ 院内がん登録の実施 ※経過措置を設ける ・ 長期フォローアップの医療連携体制の確保
小児がん連携医療機関 ※都道府県小児がん拠点病院が指定	地域における小児がん患者もしくは小児がん経験者の医療・支援を担う (主な指定要件) ・ 都道府県小児がん拠点病院とD to Dオンライン等で連携 ・ 地域の長期フォローアップ体制を拠点病院と連携して実施 もしくは ・ 放射線治療等の特定の治療を行う

令和8年度の小児がん拠点病院等の整備指針改定概要(案)

第5回 小児がん拠点病院等の指定要件に関するワーキンググループ 資料1 令和8年6月23日

- ・ 少子化が進行し、小児がん患者が減少する中、小児がん拠点病院を集約化することで今後も質の高いがん医療提供体制を確保する。各都道府県において、患者が適切な医療にアクセスできるよう都道府県小児がん拠点病院を新設するとともに、治療後に安心して暮らせるよう長期フォローアップの体制を整備する。



成人・小児・ゲノムの拠点病院等の整備指針見直しの今後のスケジュール

年度(令和)	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
地域医療構想			新たな地域医療構想の検討(国)	ガイドラインの検討(国)	新たな地域医療構想の策定・取組 将来の方向性、 将来の病床の必要量の推計等	医療機関機能に着目した地域の医療機関の機能分化・連携の協議、 病床の機能分化・連携の協議等								地域ごとの課題 に対して一定の 成果の確保	
医療計画	第7次				第8次医療計画										第10次
がん対策推進基本計画	3期				第4期がん対策推進基本計画										第6期
都道府県がん対策推進計画	第3期				第4期がん対策推進計画										第6期
整備指針の見直し案	・ 指定の検討会(成人・小児・ゲノム) ・ 整備指針改定(成人・小児・ゲノム) ※2				※3・ ・ 指定の検討会(成人・小児・ゲノム) ・ 整備指針改定(成人・小児・ゲノム)		※2	・ 指定の検討会(成人・小児・ゲノム) ・ 整備指針改定(成人・小児・ゲノム)			※3・ ・ 指定の検討会(成人・小児・ゲノム) ・ 整備指針改定(成人・小児・ゲノム)		※2	・ 指定の検討会(成人・小児・ゲノム) ・ 整備指針改定(成人・小児・ゲノム)	
					指定期間(4年)			指定期間(3年)			指定期間(3年)		指定期間(3年)		

今後のスケジュール(案)

- 次期小児がん拠点病院等の整備指針改定及び指定にあたっては、以下のようなスケジュールで進めてはどうか。

◆ 小児がん拠点病院等の指定に向けたスケジュール

	令和8年											令和9年			
月	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4～	
WG(※1)開催(指針改定の論点出し)	3/26														
WG開催(学会等ヒアリング)			5/28												
WG開催(本WG・改定指針案提示)				6/23											
第4期がん対策推進基本計画 中間報告書(夏頃)															
がん診療提供体制のあり方に関する検討会 (WGからの報告)															
新整備指針公表															
新現況報告書様式配布															
新現況報告書の提出(都道府県からの推薦)									(※)						
新現況報告書の集計(都道府県への照会)(※2)															
小児がん拠点病院等の指定に関する検討会															
新指定類型の適用開始														4/1	

(※1)小児がん拠点病院等の指定要件に関するワーキンググループ

(※2)10月末日までに提出される新規指定推薦書及び現況報告書において、未充足の要件がある等の不備が認められる場合、厚生労働省は都道府県に対し、12月末日までを期限として、補正を求めることとする。不備が補正されない場合、新規指定の推薦は拒否される。また、10月末日～12月末日の間に、要件の充足が新たに確認された場合、都道府県は厚生労働省に対し、所定の書類を提出することとする。